

北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 5 日

規則第 69 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 18 年北見市条例第 63 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 条例第 2 条に規定する指定管理者の公募は、市掲示場への掲示、市広報紙、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(申込書等)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請書は、別記様式第 1 号とする。

(添付書類)

第 4 条 条例第 3 条第 1 号の書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法人にあっては、当該法人の登記簿の登記事項証明書

(2) 法人以外の団体にあっては、その団体の役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し

(3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの

(4) 国税及び地方税の納税証明書(募集開始以後に交付されたもの)

2 条例第 3 条第 4 号の書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに類する書類

(2) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類

(3) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

(4) 団体の事業報告書を作成している場合は、前事業年度の報告書

(選定通知書)

第 5 条 条例第 5 条の選定結果は、指定管理者に選定した者には別記様式第 2 号により、それ以外の申込者には別記様式第 3 号により通知する。

(指定通知書)

第 6 条 条例第 6 条の規定により指定したときは、指定管理者に指定した者には別記様式第 4 号により、指定しなかった者には別記様式第 5 号により通知する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の端野町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則(平成 16 年端野町規則第 19 号)、常呂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 16 年常呂町規則第 1 号)又は留辺蘂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 17 年留辺蘂町規則第 8 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 17 日規則第 9 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式第1号
(第3条関係)

年 月 日

北見市長 様

申込者
主たる事業所等の所在地
法人等の名称及び代表者氏名

印

公の施設指定管理者指定申込書

次の公の施設に係る指定管理者に指定いただきたく、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第3条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地
- 2 提出書類
- 3 担当者連絡先

別記様式第2号
(第5条関係)

(文書記号) 第 号
年 月 日

様

北見市長 印
(課 係)

公の施設指定管理者選定決定について(通知)

年 月 日付けで申込みのありました公の施設に係る指定管理者の選定につきましては、次のとおり貴社(貴団体)を選定することとしましたので、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定に基づき、通知します。

なお、指定管理者の指定については、北見市議会の議決を経て決定となりますので申し添えます。

記

1 公の施設の名称

2 指定期間(予定)

年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第3号
(第5条関係)

(文書記号) 第 号
年 月 日

様

北見市長 印
(課 係)

公の施設指定管理者選定結果について(通知)

年 月 日付けで申込みのありました公の施設に係る指定管理者の選定につきましては、
貴社(貴団体)を選定するに至りませんでしたので、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関
する条例第5条の規定に基づき、通知します。

記

1 公の施設の名称

様

北見市長 印
(課 係)

公の施設指定管理者指定決定について(通知)

年 月 日付けで申込みのありました公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第6条の規定に基づき、貴社(貴団体)を指定することとしましたので通知します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

(1)

(2)

(3)

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項等については、別途締結する協定により定めるものとします。

別記様式第5号
(第6条関係)

(文書記号) 第 号
年 月 日

様

北見市長 印
(課 係)

公の施設指定管理者指定結果について(通知)

年 月 日付けで申込みのありました公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、次のとおり決定し、貴社(貴団体)は指定に至りませんでしたので通知します。

記

1 公の施設の名称

2 指定管理者に指定する法人等の名称

3 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで